

(四)

明治廿九年四月

長崎縣民土田讓亮治下浦に於て
暴民ノ為ニ遭難ノ件

外務省

之より事ニ至りて血浪ありて印より依り
 疑有る所ニ至りて妻(當時居る所)迄至りて之を
 (之)村長より依りて改し其是より人韓清其
 他より推し上りて年々増えし程に治内より
 来る人全より帰郷人ノ多かりて其利に
 各地より友に寄る者逮捕方より依りて之を
 下郡より事なり右より(之)より其利に
 一ノ雇人より力商用ノより其年十月より陸南
 浦より依りて其利に其利に其利に其利に
 三ノ其利に其利に其利に其利に其利に其利に
 リと其利に其利に其利に其利に其利に其利に
 引渡り其利に其利に其利に其利に其利に其利に

外務省

右ノ雇人より力商用ノより其年十月より陸南

其利に

其利に其利に其利に其利に其利に其利に

其利に

其利に其利に其利に其利に其利に其利に

其利に其利に其利に其利に其利に其利に

其利に其利に其利に其利に其利に其利に

大正

水官

廿九年七月八日 主官 通商局

公才一三二七号

七二〇〇

本月十号附公才二八号ヨロヨロ及事務
此土田讓亮加害者搜索并に行商人
情状状案ノルノ本月ヨロヨロ七帆ノモテ船
ノ役業ノ手帳ノ出張ニナル巡査渡邊
府次印小年田十左衛門岩井法左郎ノ
三名在年々月ヨロヨロ送ケテ九月七号慶
濟号ノヨロヨロ帰任時ノ付外ハ諸令持
要ハ此等ノ者トシテ成候付ヨロヨロヨロ
是等ノ交ハ此下送下致付

吉川

領事館主 渡邊 氏 友 補 長 兼 吉 一

在朝鮮國仁川港

日本領事館

外務省友小村對方取決

土田課亮加害人搜索并ニ行商人視
察ノ為、平壤ニ出張シタル巡查ノ後

金摘要

平壤在留民情況視察ノ要領

一在留本邦行商人ハ統計七十三名中一人ヲ除ク
外ハ悉ク正當ノ免狀ヲ有シ居リ該免狀
者ハ下萬景松ニ之ヲ拉シ航便ヲ以テ青館ニ
送致シタル事

一行商者ハ提テ錫林獎業團員ニシテ監督宜
キヲ得タリ

一行商者中家屋ヲ買入レタル者ハ提テ韓人花
界ヲ以テシ居レリ大座頭者飯稀ニ日本人ノ
名義ヲ暴露シ居レル者ハ悉ク取消サシ

在朝鮮國仁川港

日本領事館

ノリ其他條約違反ノ行為アルヲ認メズ

一平壤近ハ附近ハ一般ニ平穩ナリ斯ク平穩ヲ保
持スルヲ得ルハ全ク多年日本人ノ訓成シタル鎮
所隊カ依然鞏固タル根柢ヲ有スルト觀察
使鄭敬源カ事實後引續キ日本人ニ好意ヲ表
スルトニ由ルモノナレバ今ヤ鄭敬源ハ中央政府
ノ信任薄ラキタルヲ覺リテ既ニ諜表ヲ呈出
シテ開地ニ隱匿シ鎮衛隊將帥モ亦政府ノ疎
隔ヲ受ケルヲ以テ今後捕ホ現時ノ平穩ヲ維
持シ得可キ哉如何ハ頗ル費束キキ模樣ナリ
一平壤ノ商況ハ好景先ナレバ我商民ノ利益ハ
甚タ輕薄ナリ之レ並ニ引揚當時棄賣シタル
物亦ノ非常ノ安價ヲ以テ市場ヲ制スルト引

楊後科高より自ら仁川ニ出テ商賣ヲ仕込ニ
薄利ヲ以テ賣捌キタルト又支那商人ヲ密
輸入ニ由リ依價ニ賣捌キ得ルト、三原因ニ出
ツルモノ、如シ尤モ今後一兩月中ハ我商民ニ於
テ引揚以前ノ盛況ヲ克復シ得ル望アリト

平壤府觀察使トノ交渉

同觀察使府外園地ニ隱遁セルヲ以テ参書
官ニ面會シテ土回曠荒被害者搜索ノ任
與テ賣メタルニ本月四日頃外部ヨリ狀件ニ
因シテ搜索ヲ行フ可キ命令ヲ受ケタルニ付
直ニ所轄府タル海州ニ移轉シタル旨ヲ答
ヘ又至急搜索方ニ尽力セシメテ求メタルニ
答覆外タル旨ヲ以テ之ヲ拒絶シタルニ付海

在朝鮮國仁川港

日本領事館

州府迄退換四名ノ派遣ヲ求メテ同行出發セリ

肥前ニ至ル進次注目シタル要項

一平壤府中和ハ日清戰事ノ際彼我斥候ノ衝突
地ニシテ我將校以下數名ノ戦死者アリタル地
ナルヲ石戦死者ノ為ニ同地ニ建設セル墓碑ハ
何者ノ為ニシカ倒倒サレ墓跡荒廢ニ属シテ
リタリ

一沿道人心ハ最も平穩ニシテ一行ニ對シテモ頗ル
懇切ナリシ

一支那人行商者各所ニ散在シ廣州沙里院ニハ
十四五名ノ支那商婦在營業スルヲ認メタリ

海州府トノ交渉并ニ肥前出張

海州府觀察使モ亦上京シテ任ニ在ラズ則

ナ奉旨官・南シテ捜索・役も本月十九日犯
所泊下浦・向テ平壤府ヨリ・復送・連検ニ
名海州府・連検四層ト共・出發セリ
犯所・控テ該店主李化南外一人・連

金田陳亮被害ノ當時寓泊セル旅亭ノ主人
李化南ハ犯犯ノ嫌疑強キニ係ハラス義ニ
平原警部出張ノ際・連送シテ行ク所ヲ
知ラマシメテ次テ一行ハ此者ヲ逮捕シテ被害
者捜索ノ端緒ヲ得ニ・欲シニ十一日拂曉現
場・至リ連検ナシテ李化南ノ家・同ニ逮捕
セシメノル・同人ハ既ニ逃走シタル跡ナリシテ
以テ家族・懸網ニテ供ヒ帰ラシメ翌二

在朝鮮國仁川港

日本領事館

十二日逮捕・行アリ而シテ朝鮮連検ニ控
テ李化南ノ家宅捜索ヲ行フタル際或ル紙卷
書翰中ニ範圍紙(新使場書記)ノル愛龍古
ハ書翰・事案ヲ審ニスル・ミナラズ怪シ可キ
意義ノ書面・同人ヨリ李化南ヨリ居ルヲ
起メタル・以テ同人ハ少ナク其事實参考ノ
為メ訊問スル必要ナルヲ感シ詳細取調ノ
為メ石西人ヲ仁川府ニ同行方派遣連検ニ恨
甚シ其承諾ヲ得テ二十六日高靈山ヨリ
乗船帰仁シタリ

右・通達査復會書・概要及報告書也

明治二十九年六月二十九日

領事館事務代理領事官柳松原守一

東に事仁電に申す

明治廿九年七月二十日接受

横濱支店ニ至リ 以上九月二十日付

仁川港に消息を接す 仁川港

石田謙吉の書に於ては、石田謙吉の石田謙吉

石田謙吉の書に於ては、石田謙吉の石田謙吉

石田謙吉の書に於ては、石田謙吉の石田謙吉

石田謙吉の書に於ては、石田謙吉の石田謙吉

石田謙吉の書に於ては、石田謙吉の石田謙吉

石田謙吉の書に於ては、石田謙吉の石田謙吉

石田謙吉の書に於ては、石田謙吉の石田謙吉

石田謙吉の書に於ては、石田謙吉の石田謙吉

石田謙吉の書に於ては、石田謙吉の石田謙吉

石田謙吉の書に於ては、石田謙吉の石田謙吉

石田謙吉の書に於ては、石田謙吉の石田謙吉

石田謙吉の書に於ては、石田謙吉の石田謙吉

石田謙吉の書に於ては、石田謙吉の石田謙吉

石田謙吉の書に於ては、石田謙吉の石田謙吉

石田謙吉の書に於ては、石田謙吉の石田謙吉

石田謙吉の書に於ては、石田謙吉の石田謙吉

石田謙吉の書に於ては、石田謙吉の石田謙吉

石田謙吉の書に於ては、石田謙吉の石田謙吉

石田謙吉の書に於ては、石田謙吉の石田謙吉

石田

明治廿九年七月二十日接受

第九百七十七號 警務通商局

公第一四三號

土田讓亮殺害犯人就縛件

七五七

我邦人土田讓亮黃海道株行中 暴民為メ殺害
セラル事件、付巡査シ現地、派遣シ及評人ヲ當仁
川府、於テ取調ヘタル等、次第ハ既ニ度ニ御報告
致置、今般在下手ノ稱スル金昌洞ナル者、海州
府、於ニ就縛致メ趣、ニ當府、觀察使、ニ宛テ外
郎、評人等ヲ海州府、差廻シ、ニ様訓令、赴、ニ上
府、評人等、報、ニ来リ、又因、ニ同伴、ハ本邦人、殺害、カハ
重大ノ案件、ニハ小官、於テ其責、必、ニ重シ、以テ、該犯
人、以下、當地、引致シ、密偵、致メ、様觀察使、ニ會、
ニ置、ニ當府、於テ、密偵、著手、致メ、様相、
御報告、ニ致、
明治三十九年七月十日
在朝鮮國仁川港 日本領事館

明治三十九年七月十日

在朝鮮國仁川港 日本領事館



外務次官小村嘉平郎殿